

いま原爆を問い合わせすことの意味

権 赫 泰

『原爆』を読む文化事典（以下、『原爆事典』と略す）は事典、すなわち「ことてん」という題にふさわしく、原爆にかかるあらゆる出来事を「網羅」している。実に70項目の出来事を30人にも及ぶ専門家が密度の高い解説や分析を加えている。これだけ多くの筆者がそれぞれの項目に独自の批評を行っているので、原爆の描き方にいささか偏りが見られるのはやむをえないが、しかしその偏差を短所でなく長所として浮かび上がらせる工夫が施されていることも忘れてはならない。すなわちこれまでの原爆論で注目されてこなかつたか、あるいは軽視してきた項目や視点など、すなわち「死角になってしまった問題に光を当て」（川口隆行、³⁷⁶頁）て、それを精緻に配置することで、読者に「網羅」が項目の単純な羅列ではなく、ある方向性をもつ意識的な工夫である印象を与えていている。それは本書の「まえがき」が「活字として残されたもの」の「背後に背負っている」「無数の叫びや、呪い、無念や願い」（川口、17頁）といった長岡弘芳の言葉で締め括られていることからも読み取れる。ちょっと大袈裟に言えば、『原爆事典』の

問題意識は、これまでの原爆論で欠落・捨象されていた問題をすくい上げ、それを新しい視点のもとで項目ごとに配置し直すことで、これまでの原爆論の「解体」への可能性を模索していると言つても過言ではない。

「地図（ことば）は現地（事実）ではない」といつたアルフレッド・コージブスキイの有名な命題をうけ「ことばをのりこえ、そのことばが象徴する現実世界に目を向けることで、ことばの独裁を覆す」べきだとしたサムエル・ハヤカワ⁽¹⁾の主張にちなんでいうならば、「ヒバク」という言葉で形容してきた戦後の主流の原爆言説への内在的見直しを通じて「ヒバクの独裁」からの「解放」を試みているとも言えるかもしれない。

したがつて『原爆事典』は厳密に言えば、原爆そのものより、『原爆を読む』を読み直す、すなわち「核に関する文化的な事象の堆積を検証」することで「日本で語られてきた広島と長崎の記憶、国民的な原爆の「物語」を問題化する」（川口、12、15頁）試みといつたほうが的確かもしれない。そういう意味では原爆の表象

論の再分析であり、原爆を表象してきた既存の時空間への「再審」でもある。一言で言えば『原爆事典』は日本の「戦後」への異議申し立ての試みである。

しかし、これだけ多様かつ膨大で刺激的な内容に満ちた本書の項目全体に一々立ち入つて詳しく述べるのは評者の能力外であるので、以下、本書の特徴だとと思われるいくつかの問題に絞つて評者の意見を述べていきたい。

ひとつは、二〇一七年の時点でなぜ「戦後」が「再審」の対象になったのか、という問題である。それは『はだしのゲン』閲覧制限事件をとりあげ、「戦後」の再審という問題意識は、冷戦体制の崩壊を経て、「戦後五十年」すなわち一九九五年ごろから各方面で語られてきたが、「現在それは、グローバル資本の潮流のなかで、「戦後レジーム」からの脱却を唱え、社会や文化のありようを暴力的に破壊しようとする人々に横領された」（川口、74頁）とする編者の言葉に表れている。したがってその「横領」が一九九〇年代半ばからはじまつた「55年体制」の崩壊や憲法改正論が沸騰していったいわば「右傾化」の時点でなぜ集中的に行われたのかを既存の「原爆論」への「再審」の問題意識としてまず問おうとする本書の前提是十分に領ける。

しかし、冷戦解体後に本格化された「戦後レジーム」からの脱却への対応という形で芽生えてきた「戦後の再審」という問題意識は戦後の原爆論への見直しにそのまま自動変換されるものではない。「戦後レジーム」からの脱却論と戦後の原爆論はかならずしも対立するものではないからである。場合によっては共存しうるし、さらには両者の間には少なからぬ親和性すら見出

すことができる。分かりやすく言えば、「主流」原爆論と憲法改正論などの「右傾化」はかならずしも矛盾・対立するものではない、ということである。その矛盾が本質においてあらわになつたのがひとつは朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮と略す）の核開発の問題であり、いまひとつは福島原発事故（以下、3・11と略す）である。

その事例は原爆ドームの保存過程と世界遺産登録の問題からもわかる。原爆ドームはいまは「広島原爆の惨禍のシンボル、「被爆国日本」「平和国家日本」のシンボルとして」「搖るぎない位置を占めて」いるが、その世界遺産化の過程でアメリカや中国からの反発で原爆ドームなどの歴史的建造物が「もはや單一の国家の内部だけで議論することはできない」、「人とモノの国境を越えた移動がかつてないほど活性化した近代という時代を考える時のシン問題」としている。さらに、それにもかかわらず「現代社会は、歴史認識問題をめぐる議論の契機を原爆ドームに見いだすつもりはなく、あくまで「平和国家日本」が「恒久平和」を祈る際のシンボルとして「安置」することを選ん」だとされている（山本昭宏、66頁）。この問題意識に全的に同意しながらも、しかし、ここでいう「難問」の正体を「主流」原爆論と「右傾化」路線の「親和性」の問題として突き詰めていくと、二つほどの「難問」が浮かんでくる。ひとつは対外侵略を繰り返した「帝国日本」の威容を誇らしげに展示していた広島県物産陣列館（産業奨励館）が反核と「平和」の象徴として原爆ドームに生まれ変わる過程を植民地主義の連続と断絶の問題としてとらえるということである。いまひとつは、原爆ドームの世界遺産登録と「軍艦島」の世界遺産化

(最近は知覧特攻平和会館所蔵の資料などの世界遺産への動きもそうであるが)との連続と断絶の問題である。もちろん「原爆ドーム」の保存・遺産化論争」という項目で、「軍艦島」の問題を韓国から保存の事例として論じてはいるが、残念ながら「原爆ドーム」の問題と並列的に論じるにどまり、その連関にまでは立ち入っていない。

すなわち、図式的に言えば、原爆ドームに象徴される「戦後平和」を産業奨励館→原爆ドームの保存→世界遺産→「軍艦島」の世界遺産→知覧特効平和会館の資料の世界遺産化への動きにいたる一連の連続(断絶)過程としてとらえ、原爆ドームの保存と世界遺産化に「帝国日本」の痕跡がいかにして捨象されたのか、またその遺産化のロジックが「軍艦島」と「知覧特効会館」の世界遺産化にどう生かされたのかを歴史的に追跡することで、「戦後レジーム」からの脱却論と「戦後」の原爆論との連関が明らかになるのではないだろうか。

ふたつ目は、朝鮮の核開発問題、3・11と、戦後原爆論との関係である。「あとがき」によれば、『原爆事典』の最初の構想は二〇〇一年であり、その構想が具体化したのは二〇一二年である。やはり朝鮮の核開発問題と二〇一一年の3・11がきつかけであつたことは間違いない。それまでの「研究の枠組みや足場をあらためて問い合わせると同時に」「日に日に閉塞感を増していく日本社会、混沌とする世界の動向が」「強く背中を押し」「東日本大震災、原発事故とその後の状況にどのように対峙するのかという意識」(川口、³⁷⁶頁)が戦後への「再審」という問題意識につながり、本書の発刊に至ったともいえる。もちろんここでいう「再審」は單に現在に近く原爆投下時点から遠いことから、時間の経過とともに次々と蓄積された新たな研究上の「発見」を反映し研究上の空白を埋め合わせるという意味での「再審」ではないことは言うまでもない。簡単にいえば、朝鮮の核開発問題と3・11によつて核をめぐる内外的環境が変わり、戦後原爆論を取り巻いていた条件が崩壊したので、戦後原爆論の「破綻」とまでは言えなくとも、すぐなくともその見直しを迫られているという意味での「再審」である。だとすれば、朝鮮の核開発問題と3・11を間に挟んで前後に「原爆論」にいかなる変化が見られるのか、またその変化を促した要因やメカニズムはいかなるものであるのかを「右傾化」の問題との関わりでもう少し積極的に明瞭な形で打ち出すべきだつたと思われる。

三つ目は、「原発問題」である。「原子力の平和的利用」という名のもとでの原発システムが日本の戦後繁栄を下から支えただけでなく、それが広島・長崎の被爆経験の継承の「ねじれ」と切り離せない問題だというのは周知の事実である。その矛盾があらわになつた3・11以降は、当然、3・11にいたるまでの戦後の原発問題を3・11以降の問題意識にたつて全面的に見直すことにならなければならぬ。それは「福島第一原子力発電所事故の以前と以後で両作(井上光晴の作品—引用者)への視線の向けられ方が変わつて」(中野和典、³⁹⁸頁)おり、「反・核兵器」の運動と「反原発」の運動がどのように重なり、どのようにすれば違つてきたのか(山本昭宏、¹¹⁰頁)という指摘からも読み取れる。したがつて3・11以降の反原発運動の盛りあがりの中でその運動が脱原発への可能性をいまの段階で制度的に切り開くことに失敗したとすれば、

その失敗の問題意識にたつて 3・11 以前の反核運動をどう総括するかは非常に重要な問題である。日本の「原発神話」が原発問題への軽視と「反・核兵器」への重視によって成り立つたとすれば、その「原発神話」が崩壊した 3・11 以後の問題意識が「原発神話」を生み出した戦後原爆論への「再審」を伴うのは当然である。これは本書だけではなく、3・11 以後の多くの研究で共通してい点である。しかしながら、同時に 3・11 以後、「反核運動」において「反・核兵器」を掲げる運動は、影響力を失いつつあるように見える」（山本昭宏、¹⁰⁹頁）という指摘のように、3・11 以後の反核運動において戦後の原爆論とは逆の形で「反・原発」への相対的重視と「反・核兵器」への相対的軽視という傾向が現れているとすれば、この新しい傾向を、3・11 以後の反核運動を考えるに当たって、もうひとつの重心軸におくべきだったのではないだろうか。なぜならば、3・11 以降のこの新しい傾向が日米同盟の更なる強化のもとでアメリカの「核の傘」への安住を加速化し「非核三原則」の形骸化を促し場合によつて日本を核武装へ導かせる動きにつながつていく地盤になるからである。分かりやすく言えば、3・11 は、戦後の「反・原発」の相対的軽視への省察の契機としてだけでなく、3・11 以降の「反・核兵器」の相対的軽視への契機としても捉えるべきだということである。

四つ目に、朝鮮の核への「恐怖」とそれへの対応として出てきたとされる日本の核武装をめぐる多くの議論は日本の被爆経験と戦後史においてもつとも大事な問題であるが、朝鮮の核開発に対応した日本の動向分析が本書ですっぽり抜け落ちている点を指摘せねばならない。もちろん「北朝鮮ミサイル問題について、日本

政府や日本語メディアは、「朝鮮半島」危機の主体を「朝鮮（韓国）」ではなく、日本にすり替えていることで「韓国で『日本』脅威論を再発させている」（高榮蘭、¹⁹⁶頁）というよう、朝鮮・日本・韓国という三者間の連鎖の構造を分析した示唆に富んだ指摘はある。しかし「朝鮮半島と核危機」での分析対象は、あくまでも朝鮮半島の核認識であつて日本の動向ではない。

「朝鮮による核危機」という現時点の問題を思考の軸において日本の戦後史を総括することは、日本の核認識を他者との関わりで歴史的に位置づける際に欠くことができない核心的な問題である。広島・長崎の被爆経験にもかかわらず（あるいはその経験があつたがゆえに）、アメリカ（一九四五年）に続いて、ソ連（一九四九年）、イギリス（一九五二年）、フランス（一九六〇年）、中国（一九六四年）、インド（一九七四年）、イスラエル（一九七九年）、パキスタン（一九九八年）、そして朝鮮が核武装に走つた。中国の核実験（一九六四年）ニュースに接して、「日本人としては残念なことであるが」、「内心ではよくやつた。アンゴロサクソンとその手先（日本人を含む）の鼻を折つてくれて一種の感動」⁽²⁾を感じたという竹内好の発言は突飛な反応の一つだとしても、ソ連の核実験の再開や中国の核実験などをうけて繰り広げられた反核運動内の攻防や分裂が、朝鮮の核開発をめぐつてほとんど見られないままの状況への分析が本書でなされているのは残念である。

もちろん、本書でこの疑問への答えにつながるヒントを見いだすことができなくはない。それは「被爆アイデンティティ」の問題である。広島・長崎の経験が「戦後」日本においてナショナル・アイデンティティを保証する集合的記憶として機能していくにつ

れ、その集合的記憶からはみ出するものが削り取られ排除され、被爆者が自らの経験を疎外する記憶の「平準化」をもたらしたことは周知の事実である。この「平準化」は二つの方向性をもつ。一方では編者の言う「国民的な原爆の「物語」」の形成であり、他方では広島・長崎がヒロシマ・ナガサキを経て、Hiroshima/Nagasakiにたどり着く「普遍化」（核武器対人間）の過程である。中沢啓治が初期作品で描いたアメリカにたいする直接的かつ露骨な人種的憎悪が『はだしのゲン』ではほとんど見られなくなつたことに象徴されるよう、「普遍化」はアメリカへ向かうべき被爆者の憤りを削り取り、「平準化」の記憶に閉じ込めた⁽³⁾。二〇一七年秋の嶺南大学での会議でなされた金文柱の言葉をかりると、「憎悪の感情と復讐の行為」が「浪漫的な人間主義と普遍的な人間愛で解消」されていったことになる。これは、『黒い雨』論争を取り上げ、『黒い雨』の正典化が「無名の被爆者による証言や記録はほとんど顧みられることがないことになり、両者間に「圧倒的な差」（中野和典、54頁）を生み出したとする指摘とも関連する。

しかし、ここで問題にすべきは、広島・長崎の被爆経験が日本の「国民的「物語」」にされていくことによつて「アジア」に被爆経験が共有できなかつただけではなく、アジア及び朝鮮人被爆者の排除へとなつがつたという問題意識である。これは「原爆の当事者もそれ以外の日本人も包括した「被爆国日本」という自己規定」とそこから導き出される「唯一の被爆国」という虚偽に基づいて平和を語る資格をもつ国家として自らを規定」（野坂昭雄、206頁）する国民的な物語が日本人以外の被爆者の排除と構造的な裏腹の関係のもとで形成されていたとする指摘とも関連する。また討論過程で登場した「そもそも国は被爆されるだろうか」（東琢磨）という問題提起も被爆者の物語が被爆国の国民の「物語」へと「平準化」されていくことによって被爆経験が日本国によつて「横領」・独占されていったという意味で解釈できる。

しかし、朝鮮の核開発問題は、軍事的非対称性の問題を抜きにしては語れない。冷戦体制の下では、米ソの「核の傘」が軍事的に均衡の軸をなしていた。冷戦解体後、北朝鮮を取り囲む情勢は大きく変化し、アメリカの「核の傘」が依然として機能している状況の中では、アメリカの対朝鮮政策の目標は、二〇一八年段階において変化の可能性がいくらか見られるようになつたが、基本的には朝鮮の「体制崩壊」あるいは「体制転換」に一貫している。したがつて朝鮮の核開発は、朝鮮から見れば、軍事的非対称性をなくし、自らの体制安保を図るために「選択」になる。日本や韓国からは日本や韓国は核を持たない「核非武装国」のように思われているが、朝鮮からみれば、アメリカの「核の傘」に入つてゐる日本や韓国は立派な間接的な「核保有国」である。すなわち、日本や韓国は日米同盟と韓米同盟にもとづいた「核保有国」である、ということである。それ故「核の傘に守られ、核兵器の保持や使用、攻撃を受ける危険など核保有国が抱える不安を考慮する必要が少ない立場にあつた」（野坂昭雄、206頁）日本と「朝鮮戦争のときの記憶」から「原爆への恐怖」が「潜在」している朝鮮（高栄蘭、195頁）との間に核兵器をめぐる認識において食い違いが生じるのは当然である。したがつて朝鮮の核開発の問題を日本や韓国から考えるとき、日本や韓国がアメリカの「核の傘」に入つて

いる間接的な「核保有国」であるという前提を認めたうえで核兵器をめぐる食い違いを論じる態度が非常に大事である。同盟体制のもとでは、核兵器はもはや「国籍」の問題ではなくなったからである。

したがつて武装を禁じる平和憲法にもかかわらず、自衛隊と米軍という凄まじい武装が平和憲法を守つてているアイロニーのように、戦後の「反・核兵器」を掲げた反核運動と「非核三原則」に象徴される核を持たない「反核平和日本」が、アメリカの「核の傘」によって守られているアイロニーが、戦後原爆論とその「再審」にどれだけ意識されているのかを最後の問題として問い合わせたい。

注

1 S·I·Hayakawa, *Through the Communication Barrier*, Harper & Row, 1979, p82.

2 竹内好「周作人から核実験まで」『竹内好全集』(第一一巻)、一九八一年、295頁。

3 権赫泰、「平和、人間、そして日本：「はだしのゲン」と「風の谷のナウシカ」」『当代批評』、二〇〇一年春。「広島・長崎の記憶と唯一被爆国の言説」『日本批評』第一号、ソウル大学日本研究所、二〇〇九年、参照。